

令和2年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第4号)

令和2年3月19日(木)午後2時30分開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第1 総務産業常任委員長報告(議案)
- 日程第2 議案第1号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例について
- 日程第3 議案第5号 小布施町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第6号 小布施町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第14号 令和元年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第6 議案第18号 令和元年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第7 議案第19号 令和元年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第8 議案第20号 令和元年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第9 議案第21号 小布施町基本構想について
- 日程第10 議案第22号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第11 議案第23号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について
- 日程第12 社会文教常任委員長報告(議案)
- 日程第13 議案第2号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第3号 小布施町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第4号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 令和元年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第16号 令和元年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 日程第18 議案第17号 令和元年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第19 政策立案常任委員長報告（陳情）
- 日程第20 陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書
- 日程第21 発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第22 予算特別委員長報告（議案）
- 日程第23 議案第7号 令和2年度小布施町一般会計予算について
- 日程第24 議案第8号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第9号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第26 議案第10号 令和2年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第11号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第12号 令和2年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第13号 令和2年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第30 議会報告第1号 出納検査の報告について
- 日程第31 政策立案常任委員長報告（事件）
- 日程第32 発委第2号 小布施町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 発委第3号 小布施町長の専決処分事項の指定の一部改正について
- 日程第34 発委第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君

13番 小林正子君

14番 関悦子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	竹内節夫君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	林かおる君	健康福祉課長 補佐	永井芳夫君
産業振興課長	西原周二君	産業振興課長 補佐	富岡広記君
建設水道課長	畔上敏春君	教育次長	三輪茂君
監査委員	畔上洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長 山崎博雄 書記 柘津貴子

開議 午後 2時30分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、政策立案常任委員長から、発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について、議会運営委員長から、発委第2号 小布施町議会基本条例の一部を改正する条例について、発委第3号 小布施町長の専決処分事項の指定の一部改正について及び発委第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてが提出されましたので、報告をいたします。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第1号から日程第11、議案第23号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求

めます。

小西総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小西和実君登壇〕

○総務産業常任委員長（小西和実君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月9日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第1号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例について、議案第5号 小布施町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 小布施町消防団条例の一部を改正する条例について、議案第14号 令和元年度小布施町一般会計補正予算について、議案第18号 令和元年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第19号 令和元年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第20号 令和元年度小布施町水道事業会計補正予算について、議案第21号 小布施町基本構想について、議案第22号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第23号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第1号についての質疑として、賠償の事例が生じた場合、議会としての責任及び全国一律の免責の基準についてはどのように考えるのか。

過去において、損害賠償責任を負ったことはあるのか等の発言がありました。

議案第5号についての質疑として、法定利率について伺いたいとの発言がありました。

議案第6号についての質疑として、50歳以上の現在の在籍団員数及び今後の50歳以上の入団予定人数の見込みはあるのかとの発言がありました。

議案第14号についての主な質疑として、子ども子育て支援臨時給付金の内容と翌年度以降の状況については。

農地利用最適化推進委員報酬の内容は。

少子化対策補助金補正の根拠は。

障害者福祉費の国・県の補助率について。

果樹園芸振興対策事業補助金の自主排土に関する積算根拠について。

台風19号災害の義援金の今後の補正予算及び事務処理はどのように行っているのか。また監査はどのように受けているか。

都住駅トイレ改修予算が削減された経過について。

403号関連の解体工事の減額補正理由と今後の計画はどのようになるのか等の発言がありました。

議案第18号についての質疑として、公営企業会計対応業務委託料の減額補正の経過と今後の見込みについて、公共・流域災害復旧費の未執行による減額補正の理由はどの発言がありました。

議案第19号についての発言はありませんでした。

議案第20号についての質疑として、消費税還付減額補正の内容についてどの発言がありました。

議案第21号についての主な質疑として、基本構想等どのように町民へ周知を図るのか。今後の見直しは、その都度、検討委員会を設けて行うのか。

パブリックコメントの結果は、今後、ホームページなどで公表するのか。

人口ビジョンにおける移住定住はどのように盛り込んでいるのか。

今後の人口推計における5パターンが示されているが、今後の展望はどのように考えたのか等の発言がありました。

議案第22号についての発言はありませんでした。

議案第23号についての質疑として、新たな項目を協約に加える際に、議決が必要な根拠、理由はどの発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月16日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して、採決の結果、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和2年3月19日、総務産業常任委員長、小西和実。

○議長（関 悦子君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり決することに可決されました。

次に、議案第14号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第12、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第13、議案第2号から日程第18、議案第17号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

福島社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 福島浩洋君登壇〕

○社会文教常任委員長（福島浩洋君） 社会文教常任委員会審査報告。

社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月10日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第2号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第3号 小布施町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第15号 令和元年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第16号 令和元年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第17号 令和元年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第2号についての質疑として、デジタル手続法の内容についての発言がありました。

議案第3号についての質疑として、この条例による分館長の業務に変更が生じるのか。

今までは分館長個人に報酬として支払われていたが、今後補助金の支払い先はどこに支払われるのかの発言がありました。

議案第4号についての質疑として、当分の間とはどのくらいの期限を予定しているのか、放課後児童健全育成事業の内容についての発言がありました。

議案第15号についての質疑として、予備費を基金積立金へ振替を行った理由について。

基金積立金が目標額に達しているが、保険料の見直しは検討できないのか。

年度末が来ていない時期に基金積立て補正を行う理由について等の発言がありました。

議案第16号についての質疑として、保険料滞納繰越分の予算内訳についての発言がありました。

議案第17号についての質疑として、電算事務委託料の内容についての発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細が答弁がありました。

慎重審査を期すために3月16日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第2号、議案第3号、議案第4号は全員挙手、議案第15号、議案第16号及び議案第17号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和2年3月19日、社会文教常任委員長、福島浩洋。

○議長（関 悦子君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（陳情）

○議長（関 悦子君） 日程第19、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第20、陳情第1号について、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

大島政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 大島孝司君登壇]

○政策立案常任委員長（大島孝司君） 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

3月11日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された陳情第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書であり、陳情人に出席を求めて慎重に審査をいたしました。

陳情第1号について、質疑の主なものとして、医師を養成する定数はどれくらい必要と考えているのか。

地方大学卒業者が地方において医師として勤務できるようにすることが必要ではないか。

全体で医師数は不足と考えているが、各医療圏箇所での医師の偏在が大きな課題である。地域ごとの医師の偏在を是正することを優先すべきではないか。

医師確保のため、地域出身枠という施策を加える必要があるのではないか。

医師増は医療費の増額につながることも考えられる。そのためにも医師の偏在解消を図ることが優先と考えるべきである。

医師確保を図るためには、関係する団体が努力を重ねるべきと考える。

医師会とのすり合わせはどのようになっているのか。

医師の使命と特有の勤務状況を考えると、勤務時間が変則なのは致し方ないのではないか。

今後の人口減少社会を見据えると、医師の過剰問題が懸念されるが、どのように考えているのか。

現場は不足と訴え、国では減らすという見解のギャップがある。日本全体の視点とそれぞれの地域の実情が実際には合っていないことが問題である。その点についてはどう考えるのか。

大学卒業まで6年間、国家試験受験、研修期間2年という医師の養成期間が長いことが、一つのネックとなっているのではないか。

地方病院では医師不足のため、勤務時間が激務の状況があり、病院の経営等も課題になる。地方に医者回し、偏在の解消を図るべきである。

医師だけでなく看護師不足の状況はどのようになっているのか。

医療に携わる人材不足解消のためにも、医師、看護師への子育て支援施策の充実が必要である。

医療水準を保つためには、医師の確保を図る必要があると思われる等の発言がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すため会議を開き、討議を行いました。意見として、医師確保のために、医師養成定員を減らさないことは必要なことから賛成であるとの発言がありました。

討論を省略して採決の結果、陳情第1号は挙手多数で原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和2年3月19日、政策立案常任委員長、大島孝司。

○議長（関 悦子君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、陳情第1号は採択することに決定されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） 日程第21、発委第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

大島政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 大島孝司君登壇]

○政策立案常任委員長（大島孝司君） 発委第1号について申し上げます。

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由、住民が安心して暮らせる救急医療や地域包括ケア体制の充実のため、政府の骨太の方針2018にある2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすことを求めるため、意見書を提出する。

意見書はお手元に配付したとおりであります。

○議長（関 悦子君） 以上で、発委第1号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第22、予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました議案、日程第23、議案第7号から日程第29、議案第13号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、予算特別委員長の審査報告を求めます。

小林予算特別委員長。

[予算特別委員長 小林一広君登壇]

○予算特別委員長（小林一広君） 予算特別委員会審査報告。

予算特別委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月16日午前9時25分から議会会議室において、委員13名中13名の出席を得て予算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第7号 令和2年度小布施町一般会計予算について、議案第8号 令和2年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第9号 令和2年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第10号 令和2年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第11号 令和2年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第12号 令和2年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第13号 令和2年度小布施町水道事業会計予算についてであります。

令和2年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2つの分科会を設置し、議案第7号については第1及び第2分科会それぞれに分担し、議案第8号、第9号及び第10号は第2分科会に、議案第11号、第12号及び第13号は第1分科会に分担し審査を行いました。

3月16日の予算特別委員会において、各分科会長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第7号についての発言の主なものは、保育料負担金及び幼稚園保育料負担金の内容について。

ふるさと応援寄附金での体験型での見込み数及び企業版ふるさと納税寄附金の見積り根拠について。

昨年度計上されたリサイクル協会配分金が計上されていない理由は。

土地売却収入の対象土地の場所、面積等は。

ふるさと納税及び災害義援金の振込口座はそれぞれどのようにしているのか。

地域商社機能強化委託料の内容と設計業務委託料の内容について。

サテライトオフィス誘致助成金の内容と現状はどのようになっているのか。

地域おこし協力隊の人数及び今後の状況は。

地方創生推進員業務委託料の内容について。

職員研修費の増額理由と今後の内容の充実について。

公共施設個別計画支援業務委託料の内容について。

再生可能エネルギー推進費の具体的な事業内容について。

官学協働事業費の内容及び今までの成果について。

乗合タクシー定時、定路線利用負担金の内容について。

土地借地料の見直しを行う予件数は、どれぐらいを見込んでいるのか。

公共施設個別計画策定支援業務の新年度の具体的な委託料の内容について。

町長交際費の過去の支出内容及び例大祭等の支出見直しについて。

振興果実全量買取委託料の事業内容、対象農家数はどれくらいか。今後、農家自らが自立で販売できるように考えていくべきではないか。

小布施フルーツ知名度拡大事業委託料の内容について。

フラワーセンター管理費へのふるさと応援基金繰入金算出根拠と今後のセンター運営及び販売額についてはどのように見込んでいるのか。今後、販売額が落ち込んでいる中で、特売日等イベントの考えは。

おぶせファーマーズの活動状況と今後の対応について。

ふるさと創造館の今後の運営と有効活用について。

災害等を踏まえ、今後の果樹共済加入あっせんについてはどのように考えているのか。

松くい虫、ナラ枯れ被害対策は、今後どのようにするのか。

間伐材木製ベンチ数、設置場所について伺いたい。

長野電鉄沿線活性化協議会では、今後の活性化策についてはどのように検討されているのか。

労金預託金及び企業者支援預託金による融資等の制度はどのように周知しているのか。

総合公園管理費緑の管理人人数及び土地借上げ料の増額理由について。

小布施橋の塗装はどのような状況なのか。

指令車更新経費負担金の内容と配備場所について。

消防団運営費の退職報償金の見積り内容は、また来年度の団員数の確保はできているのか。

新年度の役場組織と幹部職員の募集についてはどのような状況なのか。

昨年度及び本年度において、高齢者等タクシー利用助成金の補正をしているが、来年度予算の金額は本年度予算と同額である。現状を踏まえた予算を計上することにしないのか。

児童支援給付事業障害児補装具費に係る補装具対象者について。

放課後等デイサービスの対象になっている児童への町独自の補助は検討できないのか。また、町内でのサービス提供を検討していただきたい。

部落解放団体補助金の内訳と補助金の増額はどのように検討しているのか。

保育園における正規職員増員についてはどのように検討しているのか。

入所児童の年度途中受入れ態勢はどのように整えるのか。

エンゼルランドセンター工事費の内訳と施工理由について。

子育て短期支援事業の利用者見込みは、また、里親制度等を活用することも検討していただきたい。

小布施スタディ経費の減額理由と事業の今後の見込み及び補正対応について。

保健センターの役割はどのようにするのか。

ロタウイルスワクチン接種委託料の接種者の内訳について。

カラス等の被害対策によるごみステーション設置について。

風しん対策事業費の対象者の内容と対象外の方の対応について。

北信保健衛生施設組合負担金の増額理由及び負担金の今後の推移について。

ごみ処理減量化対策は行っているのか。

生ごみ減量対策として、今後町で処理を行うことの検討について。

小学校環境整備事業におけるトイレ工事の内容と臭いの解消について。

中学校の不登校生徒の状況と具体的な対応は。

図書館管理費アドバイザー謝礼の内訳について。

歴史民俗資料館管理費の不要物品廃棄委託料の内容は。

歴史民俗資料館の老朽化による廊下床張替え等の修繕について。

高井鴻山記念館工事費の内容とそのほかの修繕箇所はどのように考えているのか。また、火災及び犯罪に対する対応をしっかりと行っていただきたい。

体育団体補助金の各団体への交付基準について。

スラックラインへの補助金の来年度以降の予定について。

おぶせ能活動交付金の内訳及び増額になった理由について。

松川グラウンドフェンスの蔦の除去及び倒壊箇所の対応について。

雁田山ハイキングコース整備場所は、どこを行うのか。

図書館管理費一般図書の購入と管理はどのようにしているのか。また、除籍する図書の利活用を検討していただきたい等の発言がありました。

議案第8号についての発言は、滞納の状況及び滞納処分はどのように考えているのか。

一般被保険者療養給付費の増額理由は。

保険証交付時期の変更について等の発言がありました。

議案第9号についての発言はありませんでした。

議案第10号についての発言は、ポイント制度事業内容と今後ポイント有効期間を含め期間延長はどのように考えているのか。

成年後見制度の利用者はどのくらいか。また、弁護士等への相談業務への補助制度はあるのか。

認知症サポーター養成の状況と受講者増員の施策を検討していただきたい等の発言がありました。

議案第11号について発言はありませんでした。

議案第12号についての発言は、最適整備構想策定委託料の内容について。

水洗化の接続率と接続されていない理由は等の発言がありました。

議案第13号についての主な発言は、新たな水源箇所はどこを想定しているのか。

水道ビジョン策定業務委託料の内容について。

今後の水道料金の引上げはどのように考えているのか。

以上が本委員会に付託された議案の質疑内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すため討議を行いました。

議案第7号について、災害義援金については歳計外現金で管理しているが、義援金については監査委員による監査の実施と議会へ報告を行ってほしいとの発言がありました。

討論を省略して、採決の結果、議案第7号、議案第8号、議案第9号及び議案第10号は挙手多数、議案第11号、議案第12号及び議案第13号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員長報告といたします。

令和2年3月19日、予算特別委員長、小林一広。

○議長（関 悦子君） 以上で予算特別委員長報告が終わりました。

◎予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号について討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入るわけですが、通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎出納検査の報告

○議長（関 悦子君） 日程第30、議会報告第1号 出納検査の報告を行います。

事務局職員が朗読をいたします。

[事務局長朗読]

○議長（関 悦子君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

[監査委員 畔上 洋君登壇]

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから例月出納検査の結果に関しましてご報告申し上げます。

1番目として、検査の対象ですが、令和元年11月分、12月分及び令和2年1月分の一般会計、国民健康保険特別会計等々の各会計あるいは特別会計でございます。

それから、基金に関してですが、基金繰替金等々でございまして、これらの基金に係るものと現金、預貯金の出納の保管状況についてを検査の対象といたしました。

2番目として、検査の実施日ですが、令和元年12月26日、令和2年1月24日、令和2年2月26日に行いました。

3番目として、実施した検査手続ですが、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出されました資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。

令和元年11月29日現在、12月30日現在及び令和2年1月31日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、お手元の別表のとおりでございます。

令和2年3月15日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、小淵 晃。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わりにいたします。

◎常任委員長報告（事件）

○議長（関 悦子君） 日程第31、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会における審査結果について、政策立案常任委員長から報告を求めます。

大島政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 大島孝司君登壇〕

○政策立案常任委員長（大島孝司君） 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

本委員会に申し出された事件は、審査の結果、次の意見をつけて決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件番号1番、出産、育児、看護、介護での議会欠席できるよう会議規則を明文化すること、申出者、小淵晃議員については、審査の結果、趣旨採択とし、審査の意見として議会運営委員会で調査し、令和元年12月に会議規則を改正いたしました。

事件番号2番、議会ペーパーレス化について、申出者、寺島弘樹議員については、審査の結果、採択とし、今まで長野県喬木村、愛媛県四国中央市など委員会で、また議会全体で視察をし、調査、研究をしてきました。審査の意見として、議会ICT化と併せてタブレット

端末導入業者によるデモンストレーションの実施、また導入経費の検討等、さらに調査を継続していくということであります。

事件番号3番、野菜、果樹ソムリエの育成支援、申出者、中村雅代議員については、審査の結果、取下げとし、審査の意見として議会の対応が不透明であるとししました。

事件番号4番、議会に保育室（託児スペース）の設置について、申出者、中村雅代議員については、審査の結果、採択とし、調査を継続することとししました。

事件番号5番、災害発生時の議員行動マニュアルの作成について、申出者、福島浩洋議員については、審査の結果、採択とし、政策立案常任委員会で小布施町議会業務継続計画（小布施町議会BCP）を策定いたしました。お手元に配付してある資料のとおりであります。

審査の意見として、災害時の議会对応を明記するものであり、小布施町議会基本条例の一部を改正し、次の議会につなげていく必要があるとししました。また、昨年6月から検討を始めましたが、昨年10月の台風19号豪雨災害を受け、必要性を痛感したところでもあります。

次に、小布施町議会業務継続計画について説明を申し上げます。

目次を見ていただきますと、1として、業務継続計画の必要性と目的。2として、災害時の議会、議員の行動方針。3として、災害時の町との関係。4として、想定する災害。5として、業務継続の体制及び活動の基準。6として、情報の的確な収集。7として、計画の体系図となっています。

業務継続計画の必要性と目的については、大規模災害などの非常事態においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会が、町民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害支援活動を行うことが求められているとともに、迅速で正確な意思決定が必要となっている。

多様な住民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、自然災害など大規模災害等の緊急事態が発生した際に、議会の迅速で適切な初動対応をはじめとした災害対応等について必要な議会の組織体制、指揮系統等及び議員の行動基準を定めることを目的とした小布施町議会業務継続計画BCP（Business Continuity Plan）を策定するものであるということである。

ということであり、災害時の議会、議員の行動方針としては、議会の役割として、議会は議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、町の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また町の重要な政策形成において、地域特性や多様な住民ニーズに反映するなど、重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問

わない。

すなわち、議会は大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために、様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において、住民代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

また、議員の役割としては、議員は合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員の役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した町民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められていることも事実である。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものであるとしています。

そのほか、議員の行動基準、また議会災害対策会議等についても定めています。詳細については、小布施町議会業務継続計画のとおりであります。

以上で小布施町議会BCPの説明を終わります。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和2年3月19日、政策立案常任委員長、大島孝司。

○議長（関 悦子君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎発委第2号から発委第4号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。日程第32、発委第2号から日程第34、発委第4号までを会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。

関谷議会運営委員長。

〔議会運営委員長 関谷明生君登壇〕

○議会運営委員長（関谷明生君） 発委第2号 小布施町議会基本条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由を説明します。

議会は、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、議会の機能を的確に維持しなければならないことと、災害時の議会の行動基準等のための小布施町議会業務継続計画を条例に盛り込む改正を行う。

小布施町議会基本条例の一部を改正する条例。

小布施町議会基本条例の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（災害時の議会对応）

第4条の2、議会は災害時においても議会機能を的確に維持しなければならない。

2項として、災害時の議会の行動基準等に関しては、小布施町議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての機能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

次に、発委第3号 小布施町長の専決処分事項の指定の一部改正について。

上記の議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由の説明をします。

議会の議決を経た工事の請負契約を変更する契約の締結について、一部を町長専決処分事項に指定するため、小布施町長の専決処分事項の指定の一部を改正する。

小布施町長の専決処分事項の指定の一部改正。

小布施町長の専決処分事項の指定の一部を次のように改正する。

第3項の次に次の1項を加える。

4項、議決を経た工事請負契約について、500万円以内の契約金額の増減又は契約の相手、契約の目的若しくは工期の軽微な変更に関する事。

附則、この指定は、令和2年3月19日から施行する。

発委第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

上記議案を小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。
提案理由を説明します。

議会への立候補者が減少し、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっていることから、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにし、議員を志す新たな人材の確保につなげるため、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するため意見書を提出する。

意見書の内容につきましては、お手元に配付した別紙のとおりです。

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） 発委第2号に対してですけれども、大災害があつて、特に緊急を要するものについても、長に専決処分を認めないということになってはいますけれども、通年議会を認めたのは、要するに迅速に町民の要望に応えるわけです。ですから、究極、招集する時間の余裕がない場合もあるわけですから、例外的に、私は専決処分を認めるべきだと思いますが、いかがでしょう。

○議長（関 悦子君） ただいま渡辺議員から質問がありました。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（関谷明生君） 通年議会ということですので、あくまでも議会に諮って審議をすることが大前提です。今回も12月5日、12月2日、12月13日、それから1月5日、2月20日、これが本会議に提出されました。ただ、県の住宅の借入れの申請が遅れてしまって、それが1月23日ですが、申請が出てきても、締切りが3月31日ですか、そのときの議会運営委員会でも、それと開催する日程等がやはり困難であるなど。でも、議会運営委員会では、一日でも、そういう提案があればできるじゃないかという意見も出ましたが、一応この関係については、専決処分を認めて、議会に対応するという形になりました。

それで、あくまでもやはりこういう大災害のときに専決処分は認めるべきではないかという、今、渡辺議員の提案ですが、でも議会は町民のまた代表としてもそれだけの使命があるわけですので、あくまでも議会で審議する、そういうことで考えておきまして、今回この500万という規定の中で、そういう対応もある程度、含んだ内容でこの提案を提出したということでございます。

○議長（関 悦子君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） ほかに発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第2号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号について討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第3号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第4号について採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（関 悦子君） 以上で本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

3月会議を閉じまして、令和2年小布施町議会を散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） 異議ないものと認めます。

よって、3月会議を閉じ、令和2年小布施町議会を散会することに決定をいたしました。

◎町長挨拶

○議長（関 悦子君） ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 3月会議の散会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

3月会議に上程させていただきました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

東日本台風被害からの復興を進める中、新型コロナウイルスの蔓延という新たな課題が生じてしまいました。

県内の感染者数は、今月14日に4人目が報告されております。まずは感染しないことが大切であり、町では町内の病院、診療所の医師の先生方と緊密に連携をし、対応を図っております。その一つとして町民の皆さんには、各種会合などの開催には細心の注意をお願いするとともに、可能な限り、延期や中止などの判断をお願いしているところでございます。

当面、3月25日までこの対応を継続いたしますが、今後さらに感染が広がる状態になった際は、ご高齢の皆さんの外出自粛や施設の使用制限をお願いすることも想定しなくてはというふうに考えております。

また、ウィルス蔓延が全世界的な広がりとなるパンデミック宣言がされるなど、一向に終息が見通せず、町内商工業に携わる皆さんからも商売に大きな影響が出ていると切実なご意見も伺っております。

今後も国・県からの情報を注視し、まずは感染予防対策を進めるとともに、経済対策なども町としてできる限りの支援策を講じてまいります。

町民の皆さんには、ご自分の安全はご自分で守るためにも、うつらない、うつさないということを徹底して心がけていただき、この状況が早期に終息することを強く願うものであります。

今後予定しております事業等について申し上げます。

栗ガ丘小学校及び小布施中学校では、感染防止対策として3月2日からそれぞれ卒業式の前日まで臨時休校とし、3月17日に小学校で、翌18日に中学校でそれぞれ規模を縮小し卒業式を行いました。

臨時休校措置により、お子さん方には教育活動が停止したことに伴う学習への不安や運動不足など、ストレスがたまってしまふことが懸念されました。このために臨時休校期間中は学校と連携し、放課後児童クラブの受入れ延長や、臨時登校の実施、あるいは担任の先生による家庭訪問などを行い、お子さん方のストレス軽減を図ってきたところであります。

現在、春休みが始まっておりますが、こうした環境にあってもお子さん方が充実して過ごせるよう、引き続き学校や家庭と連携し、見守りを行ってまいります。

4月1日には、つすみとわかばの両保育園で、2日には認定こども園栗ガ丘幼稚園で入園式を行います。また、6日には栗ガ丘小学校と小布施中学校で入学式を行います。いずれも感染予防のため、卒園式や卒業式と同様に規模を縮小した開催を予定しております。

令和2年度もお子さん方の健やかな成長に向けて、認定こども園や保育園、エンゼルランドセンター、小・中学校が連携し取り組んでまいります。

4月11日に、おぶせフラワーセンターでフラワーハンギングバスケットの製作講習会を行います。毎年、花によるおもてなしの一環として、駅前から町中心部を彩るハンギング作りであり、大勢の皆さんのご協力をお願いするところでございます。

4月上旬には、小布施駅に花のおもてなしコーナーを設置します。駅をご利用される皆さんを花でお迎えすることで、心地よい空間を提供することを目的に、オープンガーデンオーナーの皆さんにご協力いただき、プランターなどの花飾りを行うものであります。

5月にはオーナーの皆さんと花を介した交流を深めていただくための春のオープンガーデン花めぐりを予定しております。しかし、これも新型コロナウイルスの感染状況によっては、延期あるいは中止とすることも視野に進めていかざるを得ないところでありますが、花の町に多くの皆さんにお越しいただけるよう取り組んでまいります。

気象庁によりますと、今年の桜開花予想は、長野では4月1日とされ、全国的に平年より早めの開花見込みとされております。当町の桜堤の見頃も4月中旬を予想いたします。開花状況は4月上旬から町のホームページ等でお知らせをしてまいります。

4月12日に石川県輪島市で行われる東京2020オリンピック男子50キロ競歩日本代表選手選考競技会に、荒井広宙選手が出場します。東京オリンピック出場に向けた最後の一枠を確保

するための非常に大切な大会であります。荒井選手の念願が果たせますよう、町民の皆さん一丸となった、町を挙げての熱い応援を送りたいと思っております。

毎年4月29日に開催されておりました千曲川ふれあい公園花祭りは、実行委員会より昨年の東日本台風被害等を考慮し、本年は中止する旨のご連絡をいただきました。誠に残念ではありますが、やむを得ない判断でもあり、町としても尊重させていただくものであります。

本会議及び委員会で議員各位からいただいたご意見、ご要望などにつきましては、今後、十分検討し、今後の町政運営に遺憾なきように努めてまいります。

冒頭でも申し上げましたが、台風19号、新型コロナウイルスと大きな課題に直面しておりますけれども、議員各位のお力を続けていただきながら、課題解決に取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、くれぐれも感染予防にご留意いただき、町発展に向け、ご健勝でご活躍いただくとともに、町議会のますますのご発展をご祈念申し上げ、誠に簡単ではございますが、散会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関 悦子君） 町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） これにて令和2年3月会議を閉じ、散会といたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 3時46分